

【指定運動療法施設認定のお知らせ】

いつもメディカルフィットネス北白川をご利用頂き、誠にありがとうございます。
この度、メディキタが指定運動療法施設として厚生労働省より認定を受けました。

運動処方箋を発行された方が運動療法の実施を目的として利用される場合、会費（利用料）が所得税の医療費控除の対象となります。申告までの流れは下記の内容をご覧ください。

○申告までの流れ

< 医療機関 >

① 医師より「運動処方箋」を発行



< 運動施設 >

② メディキタで運動療法の実施
※概ね週1回以上の頻度で、8週間以上



< 運動施設 >

③ 運動療法実施証明書の発行を依頼
※証明書作成費用として、1,100(税込)が掛かります



< 医療機関 >

④ 「運動療法実施証明書」を受け取る



< 税務署 >

⑤ 「領収証」と「運動療法実施証明書」を
確定申告の際に税務署へ提出



※詳しくは当施設までお気軽にお問い合わせ下さい